（中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項）

第七条　研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係省令の整理等に関する省令

（試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉」を「試験研究の用に供する原子炉」に改め、「発電の用に供するもの（」の下に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。」を加え、第四項中「文部科学大臣あて及び経済産業大臣あてに、それぞれ」を「原子力規制委員会あてに、」に改める。

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第二条　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

「文部科学大臣及び経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第五条第一項第三号中「写真」を「顔写真」に、「帽子を付けないで撮影した正面上半身像の手札判のもの」を「脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの（縁無しのものに限る。）」に改める。

様式第一及び様式第三から様式第六までの規定中「文部科学大臣　経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十二条第一項第四号」を「第五十二条第一項第五号」に改める。

「第二号ニに掲げる交付金並びに同項」及び「、第六号から第八号まで」を削り、「第十五号、第十九号、第二十号、第二十五号及び第二十六号」を「第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」に、「同項第二十九号及び第三十号」を「同項第二十七号及び第二十八号」に、「同項第二号ヘからチまで」を「同項第二号ホからトまで」に、「同項第十六号及び第十七号」を「同項第十四号及び第十五号」に改め、「、同項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務（令第五十二条第一項第五号ニに掲げる事務を除く。）」を削り、第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからへまでを削り、同号ト中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改め、同号チ中「第五十一条第一項第十九号」を「第五十一条第一項第二十号」に、「次号チ」を「次号ニ」に改め、同号中チをニとし、同号リ中「第五十一条第一項第二十号」を「第五十一条第一項第十八号」に改め、同号中リをホとし、同号ヌ中「第五十一条第一項第二十五号」を「第五十一条第一項第二十三号」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設等であって、機構法第十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号イ、ロ若しくはハ若しくは旧法第二十三条第一項第一号若しくは第二号若しくは第四号に掲げる業務又はこれらに附帯する業務に係るもの」を「科学技術の総合的な振興に係るもの」に改め、同号中ヌをヘとし、同号ル中「第五十一条第一項第二十四号」を「第五十一条第一項第二十二号」に改め、同号ヲ中「第五十一条第一項第二十九号」を「第五十一条第一項第二十七号」に改め、同号ワ中「第五十一条第一項第三十号」を「第五十一条第一項第二十八号」に改め、同号カ中「第五十一条第一項第二号へからチまで」を「第五十一条第一項第二号ホからトまで」に改め、同号中カをヌとし、同号ヨ中「第五十一条第一項第十六号」を「第五十一条第一項第十四号」に改め、同号中ヨをルとし、同号タ中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十五号」に改め、同号中タをヲとし、レを削り、ソをワとし、ツからノまでをカからナまでとし、第二号ロを削り、同号ハ中「の安全性の向上」及び「であって、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に係るもの」を削り、同号中ハをロとし、ニからへまでを削り、同号ト中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第十一号」に、「前号ト」を「前号ハ」に改め、同号中トをハとし、同号チ中「第五十一条第一項第十九号」を「第五十一条第一項第十七号」に改め、同号中チをニとし、同号リ中「第五十一条第一項第二十号」を「第五十一条第一項第十八号」に改め、同号中リをホとし、同号ヌ中「第五十一条第一項第二十五号」を「第五十一条第一項第二十三号」に、「前号ヌ」を「前号ヘ」に改め、同号中ヌをヘとし、同号ル中「第五十一条第一項第二十四号」を「第五十一条第一項第二十二号」に、「前号ル」を「前号ト」に改め、同号中ルをトとし、同号ヲ中「第五十一条第一項第二十九号」を「第五十一条第一項第二十七号」に改め、同号中ヲをチとし、同号ワ中「第五十一条第一項第三十号」を「第五十一条第一項第二十八号」に改め、同号カ中「第五十一条第一項第二号へからチまで」を「第五十一条第一項第二号ホからトまで」に、「前号カ」を「前号ヌ」に改め、同号中カをヌとし、同号ヨ中「第五十一条第一項第十六号」を「第五十一条第一項第十四号」に、「前号ヨ」を「前号ル」に改め、同号中ヨをルとし、同号タ中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十五号」に、「前号タ」を「前号ヲ」に改め、同号中タをヲとし、レを削り、同号ソ中「前号ツ」を「前号カ」に改め、同号中ツをカとし、同号ネ中「前号ネ」を「前号ヨ」に改め、同号中ネをヨとし、同号ナ中「前号ナ」を「前号タ」に改め、同号中ナをタとし、ラをレとし、ムをソとし、同号ウ中「前号ウ」を「前号ツ」に改め、同号中ウをツとし、同号キ中「前号キ」を「前号ネ」に改め、同号中キをネとし、同号ノ中「前号ノ」を「前号ナ」に改め、同号中ノをナとする。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項及び第四項、第九条第五項、第十一条第一項、第五項及び第七項並びに第十三条の二第一項並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第三項並びに第四項第二号、第三号及び第五号並びに第六条第四項第一号、第二号及び第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男